

パサージュ猪苗代レイクサイド 大規模修繕工事 見積参加応募条件

1. 工事名称： パサージュ猪苗代レイクサイド 大規模修繕工事

2. 発注者： パサージュ猪苗代レイクサイド管理組合法人

3. 工事場所： 福島県郡山市湖南町浜路字加賀浜 997 番 48 号

4. 建物構造・規模

(1) 構造： 鉄骨鉄筋コンクリート造

(2) 規模： 地上 15 階

延べ面積：17,359.89 m²

255 戸

5. 建物竣工年月： 1992 年 12 月

6. 主な工事内容

- ① 直接仮設工事
- ② コンクリート下地補修工事
- ③ タイル補修工事
- ④ シーリング工事
- ⑤ 外壁等塗装工事
- ⑥ 鉄部塗装工事
- ⑦ 防水工事
- ⑧ 清掃・その他工事
- ⑨ 共通仮設工事

7. 予定工期等

(1) 予定工期： **2026 年 4 月上旬から 2026 年 10 月末まで** (実質 6 ヶ月間)

※引渡しは 2026 年 12 月予定

(2) 本工事の工事着工日については、工事着工期日までの間で受注者が選択できるものとするが、工期未は厳守すること。

8. 見積参加資格（応募条件）

【会社の要件】

- ①. 東北地方 6 県内に本社または支店、営業所を有すること。
- ②. 資本金が、**5,000 万円以上**であること。
- ③. 法人設立後、30 年以上経過していること。
- ④. 経営事項審査による総合評定値（P 点）が、建築一式で 1,000 点以上、又は、塗装と防水がどちらも 1,000 点以上であること。
- ⑤. 直近 2 年間、又は 3 年間の大規模修繕工事の平均元請完成工事高が **20 億円以上**あること。
- ⑥. 東北 6 県において、直近 3 年間で分譲マンション大規模修繕工事の施工実績を 10 件以上有していること。
- ⑦. 総合建設会社を除く改修専門会社については、マンション修繕工事高が完成工事高の 50% 以上を占めていること。

【現場代理人の要件】

- ⑧. 次に掲げる基準を全て満たす現場代理人を本工事に「常駐」で配置できること。
 - (1) 現場代理人は、一級建築施工管理技士の有資格者とし、分譲マンションの大規模修繕工事の現場代理人として 5 年以上、且つ 5 件以上の経験を有する事。
 - (2) 社員であること。

【その他の要件】

- ⑨. 暴力団、又は暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる団体ではない事。

9. 提出書類

前述の見積参加資格を確認できる以下の書類を A 4 ファイルにまとめて 1 部提出すること。

- ①. 会社案内、もしくは、会社概要に営業担当者の名刺を添付すること。
- ②. 直近 3 期分の分譲マンション大規模修繕工事実績表
※年度ごとに作成し、**東北 6 県の実績のみセルを赤で塗り潰す事**。また、実績表には工事名称、受注金額、完成年月、元請・下請の別、階数・棟数・戸数、所在県名を必ず明記すること。
- ③. 直近 3 決算期分の決算報告書（財務諸表を含む）
- ④. 建設業許可通知書の写し（白黒複写）
- ⑤. 直近の経営事項審査結果通知書の写し（白黒複写）
- ⑥. **調査票（指定書式 Excel）**
- ⑦. **現場代理人予定者経歴書（指定書式 Excel）**、及び資格証の写し（白黒複写）
※. 見積参加に応募する旨及び指定書式データの送信依頼を下記メールアドレスへ送信する事。

メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※. 応募メール受信後、TDS 担当者より指定書式 Excel を添付し返信する。

※. 上記①～⑦を A 4 ファイルで綴じ、以下の宛先へ郵送すると共に **指定書式の Excel データに必要事項を入力の上、上記メールアドレスへ送信する事**。

※. 指定書式 Excel は必ずファイルの郵送と同時にメール送信する事。

10. 提出先：(正) 〒963-1414 福島県郡山市湖南町浜路字加賀浜 997 番 48 号
パサージュ猪苗代レイクサイド管理事務室気付 管理組合理事長宛て

(副) 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3-11-5 日宝勾当台西ビル 202 号室
株式会社 T.D.S 北日本営業所 鈴木 立 宛

※送り状又は外封筒の表面の見える位置に必ず**物件名及び(正)、(副)**を明記すること

11. 提出期限：2025 年 1 月 31 日 (金) 18:00 迄 (郵送か宅急便限定)

12. 連絡・問合せ先 (※下記のメール以外不可とする)

■一級建築士事務所 株式会社 T.D.S 北日本営業所 担当者：鈴木 立

■メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※落選した施工会社への落選通知は行わないものとする。

※本件に係る問合せについては「12.」に記載の通りとし、もし、管理組合（管理事務室、理事長宅など）や設計監理者（㈱TDS 事務所）への電話連絡や訪問を行った場合は即、失格とする。また、(正) と (副) の同封書類が異なる場合（※管理組合宛にのみ、指定書類以外の営業資料等を同封した場合など）も同様に失格とする。

以上